

各 市 町 村 長 様

千葉県農林水産部長

(公 印 省 略)

特用林産物（原木きのご類、野生きのご類、たけのこ）の安全性の
確認について

日頃、特用林産物の検査の実施や生産者等への指導について、特段の御協力をいただき
厚くお礼申し上げます。

さて、福島第一原子力発電所事故から10年以上が経過していますが、特用林産物に
ついては食品中の放射性物質検査において、他の食品に比べて依然として比較的高い
放射性セシウムが検出されています。

このため、特用林産物を出荷・販売する場合は、あらかじめ自主検査を実施して安全性
の確認を行うよう、令和4年10月13日付け森第1595号で周知を依頼している
ところですが、原木しいたけ等の本格的な出荷シーズンを控えていることから、下記事項
について御周知くださるようお願いいたします。

なお、本文書をもって令和4年10月13日付け森第1595号は廃止します。

記

- 1 標記の品目を出荷・販売する場合は、あらかじめ自主検査を実施し、安全性の確認を
行うよう生産者へ改めて依頼くださるようお願いいたします。

なお、自主検査で安全性が確認された場合でも、原木しいたけ（露地栽培）、たけのこ
の2品目（出荷期の出荷前検査を行う品目）については、市町村における県の
モニタリング検査が終了するまで出荷しないよう、併せて御周知くださるようお願い
いたします。（注4）

注1）出荷制限及び出荷自粛の対象地域・個人の当該品目については、自主検査結果が
基準値以下であっても、出荷・販売できません。

注2）出荷制限及び出荷自粛の解除（一部解除を含む）地域・個人の当該品目について
は、当該市・町の証明書により出荷・販売が可能となりますので、本通知に
関わらず、別途市町の指示に従ってください。

注3) きのご原木の調達（購入・自伐等）時には、安全性の確認をお願いします。

注4) たけのこについて、以下の市町村は県のモニタリング検査は必要ありません。

千葉市、習志野市、市原市、市川市、松戸市、野田市、柏市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、白井市、富里市、酒々井町、香取市、神崎町、多古町、東庄町、銚子市、旭市、匝瑳市、東金市、山武市、大網白里市、横芝光町、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、君津市、富津市、袖ヶ浦市

2 直売所等の販売者に対しては、生産者等に対し上記1を指導していることを御周知くださるようお願いします。

注) 解除状況については、次の千葉県ホームページを御参照ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/nousui/sichousonnketsu-shukkaseigen.html>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/shiitake-kaijo.html>

3 検査方法等については、次の厚生労働省ホームページ（東日本大震災関連情報＞食品中の放射性物質への対応＞さらに詳しい情報＞試験法について）を御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin-detailed.html

千葉県 農林水産部 森林課 森林経営管理室

T E L : 043 - 223 - 2966

E-mail : sinkou@mz.pref.chiba.lg.jp